

紋章の研究

その15 江戸時代の武将の紋章(10)

若山初子

A STUDY OF CRESTS

No. 15, The Crests of Samurai Families of the Edo Era (10)

Hatsuko Wakayama

ABSTRACT

This investigation was of various Samurai crests of 573 daimyo and 814 retainers (holdings ranging from 9900 *koku* to 200 *hyo* in value) in the year 1710 (year 7 of the Hooei Period). The crests included in this study were ones theretofore unresearched.

These new crests were of the following three types:

- (1) Crests which existed beforehand but were altered
- (2) Crests which existed beforehand but were put into new combinations
- (3) Crests which included new materials

CRESTS OF DAIMYO consisted of the following types:

- (1) Crests which existed beforehand but were altered:
 - (a) three of which portions were altered
 - (b) one in which outlines were altered
 - (c) one to which an outline was affixed
 - (d) one the shape of which was reworked
 - (e) one in which the black-white color combination was reversed
 - (f) three in which the combination of parts was altered
- (2) Four crests, parts of which were newly combined
- (3) One crest which new materials were used to make
- (4) Two crests which were new but the names of which were unknown

These seventeen crests were all new ones.

RETAINERS' CRESTS (*retainers with holdings in the range of 9900 koku to 200 hyo*) consisted of the following types:

- (1) Crests which existed beforehand but were altered:
 - (a) eight, portions of which were altered
 - (b) two, the outlines of which were altered
 - (c) two to which outlines were affixed
 - (d) one, the black-and-white color combination of which was reversed
 - (e) three in which the combination of parts was altered
- (2) Seven crests, the parts of which were newly combined
- (3) Two crests which new materials were used to make

The preceding twenty-five crests were all new ones.

The total of forty-two crests which this study concerned were all acknowledged to be new ones.

I. 緒 言

II. 大名の紋章

1. 紋章の分類

2. 新しい紋章

- (1) 今まである紋章を変化させたもの
 - ・ 部分的に変化させたもの
 - ・ 外郭を変化させたもの
 - ・ 外郭を付したもの
 - ・ 形を改造したものの
 - ・ 白黒を反対にしたもの
 - ・ 組み合わせを変化させたもの
- (2) 新しく組み合わせたもの
- (3) 新しい事物の紋章

3. 紋章名不明のもの

4. まとめ

I. 緒 言

前報^[1]においては大武鑑^[2]に収録されていた江戸時代寶永5年における大名465氏、7000石～500石の武将29氏の紋章を調べ考察を行なった。

その内容はこの年に新しく用いられた紋章

III 9900石～200俵の武将の紋章

1. 紋章の分類

2. 新しい紋章

- (1) 今まである紋章を変化させたもの
 - ・ 部分的に変化させたもの
 - ・ 外郭を変化させたもの
 - ・ 外郭を付したもの
 - ・ 白黒を反対にしたもの
 - ・ 組み合わせを変化させたもの
- (2) 新しく組み合わせたもの
- (3) 新しい事物の紋章

3. 紋章名不明のもの

4. まとめ

IV 結 び

を見出すことである。その結果新しい紋章として、大名では今まである紋章を変化させたもの8ケース、新しく組み合わせたもの1ケース、紋章名不明であるが新しいもの1ケースが認められた。

また、7000石～500石の武将については、調査人数が少數であったが、今まである紋章

を変化させたもの 1 ケースの新しい紋章があつた。

以上寶永 5 年においては合計 11 ケースが新しい紋章であった。

本報においては、引き続き寶永 7 年に記載されていた大名 573 氏、9900 石～200 倍の武将 814 氏の紋章を調べ、前報⁽¹⁾と同様に新しい紋章を見出すことを目的としてまとめた。

尚新しい紋章の定義としては前報⁽¹⁾と同様に

- 今まである紋章を変化させたもの
- 新しく組み合わせたもの
- 新しい事物を用いたものとした。

II 大名の紋章

1. 紋章の分類

寶永 7 年に武鑑⁽²⁾に載せられている大名 573 氏の紋章を分類して表 1 に示す。尚分類方法は前報⁽¹⁾と同様である。

表 1 宝永 7 年の大名の紋章の分類

文 様 紋				
紋の種類		紋章数	紋の種類	紋章数
巴 紋	右一つ巴	1	三階菱 丸に三階菱 割菱	10
	右三つ巴	9		1
	左三つ巴	7		2
木 瓜 紋	五葉木瓜	2	山口菱 三つ盛菱 三つつなぎ菱角	3
	五葉木瓜（窠輪黒地）	4		2
	織田木瓜（窠輪黒地）	7		1
引 両 紋	丸に堅木瓜	2	丸に花菱 隅切立角に花菱 四つ花菱	1
	丸に堅木瓜（窠輪黒地）	4		2
	堀田木瓜	2		3
	三つ盛木瓜	1	柳沢菱の葉	1
引 両 紋	丸に二引両	4	鱗 三つ鱗	3
	揃い二つ引両	1		
	丸に三引両	10		
目 結 紋	丸に堅三引両	2	輪 細輪 太輪 柊輪	7
	喰違七引両	1		1
	つなぎ二つ目結	1		
	平四つ目結	1	輪違 輪違紋	2
	隅立四つ目結	8		
	丸に隅立四つ目結	2		
	丸に隅立四つ目結 (丸と四つの間黒地)	3	直 違 紋 丹羽直違	1
	つなぎ四つ目結	3		2
	つなぎ九つ目結	8		

植 物 紋									
紋の種類	紋章数	紋の種類	紋章数	紋の種類	紋章数				
葵 紋	丸に三つ葵	10	藤 紋	下り藤	2	龍 胆 紋	丸に笹龍胆	2	
	丸に三つ葵	1		下り藤(花黒地)	17		丸に三つ葉龍胆	3	
	(丸と葵の間黒地)			上り藤(花黒地)	5		三つ笹龍胆	1	
	隅切角に三つ葵	2		藤巴	8		(下部から蔓を伸ばし斜交させたもの)		
	八角に三つ葵	6	蘆 紋	蘆	4		尻合せ三つ笹龍胆	3	
	菊輪に三つ葵	2		丸に蘆	2		丸に尻合せ三つ笹	1	
	窠輪に三つ葵	3		藤堂蘆	1		龍胆		
	窠輪に三つ葵 (窠輪黒地)	1		鬼蘆	4		抱き茗荷	3	
	六つ葵	9		丸に尻合せ三つ蘆	2		丸に抱き茗荷	2	
紋	六つ葵に菊	1	沢 紋	丸に沢瀉	5		変り抱き茗荷	1	
	六つ裏葵に唐花	4		抱き沢瀉	4		丸に稻垣茗荷	1	
	立葵	1		丸に抱き沢瀉	1		五枚根笹	1	
	丸に立葵	14	大関沢瀉 紋	大関沢瀉	2		丸に九枚笹	2	
	四角に立葵	2		三つ盛沢瀉	2		鳥居笹	2	
菊 紋	枝菊	2		立桿の葉	4	牡丹 紋	丸に牡丹	1	
桐 紋	五七の桐	3	紋	隅入平角に立桿の葉	1		津輕牡丹	3	
	五七の桐(花黒地)	36		諏訪桿の葉	2		丸に西尾櫛松	2	
	五七の桐 (花黒地外郭二重)	1		安部桿の葉	2		(丸と松の間黒地)		
	五七の蔭桐	1		柏	丸に三つ柏	1	丁 字 紋	丸に六つ丁字	2
	尻合せ三つ五三の桐	1		丸に三つ柏 (牧野柏)	9	(丸と丁字の間黒地)			
梅 紋	丸に向う梅	1		丸に土佐柏	1	かけ六つ丁字	2		
	丸に向う梅 (丸と梅の間黒地)	1		細輪に土佐柏	1	かけ八つ丁字	1		
	梅鉢	6		抱柏	2	かけ違い丁字 (右上)	1		
	星梅鉢	15		柏巴	1	桜	2		
	変り星梅鉢	1	桔梗 紋	桔梗	5	桜 紋	九曜桜	1	
	裏梅鉢	3		丸に桔梗	4				
酢漿草 紋	酢漿草	1	橘 紋	丸に橘	4	撫子 紋	三つ盛撫子	1	
	丸に酢漿草	6							
	隅入平角に酢漿草	2							

紋の種類		紋章数
梨紋	永井梨切口	3
	永井梨切口 (丸黒地)	2
	丸に永井梨切口	1
葦紋	石川葦	1
棕櫚紋	米津棕櫚	3
鉄線紋	丸に鉄線 (具象表現)	1
	丸に鉄線 (丸の中黒地具象表現)	1
	車前草	1
銀杏紋	丸に三つ銀杏	1

動 植 物		
紋の種類		紋章数
鷹の羽紋	丸に違い鷹の羽	1
	丸に班入違い鷹の羽	6
	丸に班入違い鷹の羽 (丸と鷹の羽の間黒地)	1
	丸に右重ね違い鷹の羽	3
	丸に右重ね班入違い鷹の羽	2
	五つ瓜輪に右重ね班入違い鷹の羽	1
	丸に八つ鷹の羽車	3
	井上鷹の羽	4
	久世鷹の羽	5
	揚羽蝶	4
蝶紋	丸に揚羽蝶	3
	銀輪に揚羽蝶	1
	菊輪に揚羽蝶	1
	三つ蝶(内向き)	5
	備前蝶	2
	建部蝶	2
	対い蝶(上下)	1
鶴紋	鶴の丸	1
	丸に鶴の丸	2
雁紋	増山雁金	3
鹿角紋	抱き角	1
鳳凰紋	鳳凰の丸	2

器 材 器 具 紋		
紋の種類		紋章数
釘抜紋	釘抜	6
	丸に釘抜	12
	隅切垂れ角に釘抜	1
杏葉紋	抱杏葉	2
	花杏葉	2
	鍋嶋花杏葉	4
	内隅入平角に鍋嶋花杏葉	2
	丸に一本矢羽 (矢の輪郭二重)	2
矢紋	違い矢(全形)	1
	片桐違い矢	2
扇紋	五本骨扇	1
	月の丸扇	3
	丸に月の丸扇	3
	内隅入平角に月の丸扇	2
	高崎扇	3
檜扇紋	三つ扇	5
	重ね扇	1
地紙紋	丹羽檜扇	2
軍配團扇紋	三つ盛地紙	1
三軍配團扇紋	中津團扇	2
	軍配團扇(房付)	1
	三軍配團扇(柄長)	1
車紋	源氏車(八本骨)	3

紋の種類 紋章数			天文 地理 紋 紋章数		
水車紋	丸に六つ水車	2	独樂紋	独樂	1
	八つ水車	5		楕紋	1
銭紋	八つ水車（黒地）	1	餅紋	三つ入れ餅	1
	永樂通宝銭	5		白餅	7
	真田六文銭	2			
	青山銭	4			
蛇の目紋	裏一文銭	2			
	蛇の目	6			
	蛇の目九曜	1			
	蛇の目九曜（中の蛇目黒地）	2			
久留守紋	中川久留守	1			
	内田久留守（星付）	2			
笠紋	柳生笠	2			
	笠	1			
洲浜紋	洲浜	1			
	丸に洲浜	2			
祇園守紋	祇園守崩し	2			
	丸に祇園守崩し	2			
	祇園守崩し	1			
	（結び目あり）				
輪宝紋	三宅輪宝	4			
轡紋	轡	5			
	隅立角轡	1			
梯子紋	五段梯子	1			
	七段梯子	1			

文 字 紋		築 造 物 紋		合 成 紋	
紋の種類	紋章数	紋の種類	紋章数	紋の種類	紋章数
白黒一文字	1	井筒紋	組平井筒	一文字三つ星	6
五つ瓜輪に一文字 (五つ瓜も一文字 も白)	1	井桁紋	井桁	丸に一文字三つ星	2
丸に十の字	1	鼈紋	立三つ石	丸に三つ星一文字	2
丸に十一文字	1		つなぎ九つ石	れんじに月	2
本の字	1	鳥居紋	鳥居 (かさぎ黒)	樹に月	2
丸に本の字	4			折敷に三の字	5
糸輪に本の字	1			折敷に縮三の字	1
四角に本の字 (四角と本黒地)	1			折敷に縮三の字 (折敷と三の字黒地)	2
隅切角に本の字	1			折敷に縮三の字 (折敷き全体黒地)	1
丸に大の字	3			折敷に花菱	1
丸に山の字	1			(折敷と花菱の間黒地)	
丸にに上の字	3			亀甲に花菱	1
丸に利の字	3			亀甲に花菱	3
左万字	2			(花菱黒地)	
丸に左万字	2			亀甲に小の字	1
丸に左万字 (丸と左万字の間 黒地)	4			亀甲に左万字	2
四角に巴の字	1			亀甲に七曜	3
隅切立角に米の字	1			(亀甲と七曜黒地)	
藤の字(黒地)	1			三盛亀甲に七曜	1
戸の字	1			(亀甲内黒地)	

図 符 紋	
紋の種類	紋章数
丸に九字	1
源氏香図	1
(花散る里)	

不 明 紋	
紋の種類	紋章数
紋章名不明のもの	5

紋の種類	紋章数
一文字三つ星	6
丸に三つ星一文字	2
れんじに月	2
樹に月	2
折敷に三の字	5
折敷に縮三の字	1
折敷に縮三の字 (折敷と三の字黒地)	2
折敷に縮三の字 (折敷き全体黒地)	1
折敷に花菱	1
(折敷と花菱の間黒地)	
亀甲に花菱	1
亀甲に花菱	3
(花菱黒地)	
亀甲に小の字	1
亀甲に左万字	2
亀甲に七曜	3
(亀甲と七曜黒地)	
三盛亀甲に七曜	1
(亀甲内黒地)	
三盛亀甲に花角	2
(亀甲内黒地)	
三盛亀甲に十の字	1
黒餅に稻妻	2
黒餅に離れ九曜	2
黒餅に木瓜	1
黒餅に酢漿草	2

紋の種類	紋章数	紋の種類	紋章数
黒餅に永井梨切口	1	雪持ち五枚 笹	1
黒餅に違い鷹の羽	1	雪持ち五枚 笹	1
黒餅に右重ね違い鷹の 羽	1	(笹の葉二重)	
黒餅に班入違い鷹の羽	3	九枚 笹輪に三羽飛雀	1
黒餅に額	2	丸に九枚 笹に二羽飛雀	1
黒餅に九の字	1	竹輪に二羽飛雀	1
黒餅に本の字	2	竹輪に二羽飛雀	2
(仙台)		丸に二本竹に二羽宿雀	2
板倉木瓜	1	七宝に花菱	1
板倉巴	5	星つき七宝に花角	1
六曜巴	1	七宝に変形花菱	2
(六曜の中心に左三つ 巴)		溝口菱に隅立二つ石	1
剣輪に右三つ巴	2	丸に一文字割剣桔梗	3
五瓜に剣唐花	1	丸に一文字割剣桔梗	1
(五瓜黒地)		(丸と中との間黒地)	
庵に木瓜	2	秋田檜扇	2
剣酢漿草	2	南部鶴	2
丸に剣酢漿草	11	三つ寄せ変り蝶に菊	2
上り藤に大の字	1	違い山形に輪違い	1
上り藤に大の字	5		
(花と大の字黒地)			
下り藤に十の字	3		
(花と十の字黒地)			
長剣梅鉢	2		
沢瀉に水	3		

次に表1の紋章をまとめてその数を図1に示す。

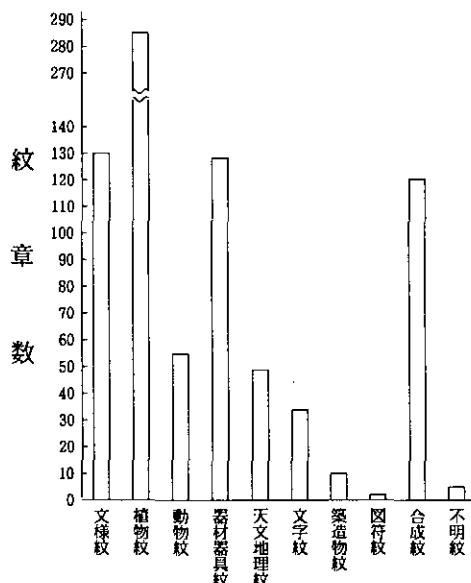


図1 大名の紋章の種類

図1の結果を前報⁽¹⁾と比較すると同様の傾向を示す。すなわち植物紋が最も多く文様紋、器財器具紋と続き、植物紋が文様紋の2倍以上用いられている。尚合成紋は二つ以上の紋章を組み合わせて一つの紋章にしたもので、著者が付した名前である。合成紋が多いのも前報と同様の傾向である。

大名が用いている紋章数の合計は818ケースであり、40%以上の大名が複数の紋章を用いていることが認められる。

2. 新しい紋章

大名の紋章中、新しく用いられた紋章を前述のように分類してまとめた。

(1) 今まである紋章を変化させたもの

新しく用いられた紋章にはこの形態のものが多い。この傾向は前報⁽¹⁾でも同様である。

形態の変化を便宜上六つの項目に分類し、用いている武将と共に表2にまとめた。

- 部分的に変化させたもの
この系列に入る紋章は3ケースの紋章であった。

表2 今まである紋章を変化させたものおよび用いた武将

部分的に変化させたもの			
紋章	紋章名	氏名	石高
	雪持五枚 笹	松平豊前守頼實	33000
	蛇の目九曜	細川長門守興榮 細川主馬興誠	16000
	七宝に変形花菱	秋月長門守種政 秋月山城守種弘	30000

外郭を変化させたもの			
紋章	紋章名	氏名	石高
	五つ瓜輪に右重ね班入違い鷹の羽	浅野民部長堅	記載ナシ

外郭を付したもの			
紋章	紋章名	氏名	石高
	変り五七の桐	松平左兵衛督直常	60000

形を改造したもの			
紋章	紋章名	氏名	石高
	三つ柏巴	松平豊後守宗俊	70000

白黒を反対にしたもの			
紋章	紋章名	氏名	石高
	丸にかけ九曜	戸澤上總介政職 戸澤下野守政庸	68200

組み合わせを変化させたもの			
紋 章	紋 章 名	氏 名	石 高
	三つなぎ菱角	池田内匠頭政熙	25000
	三つ盛地紙	諏訪安藝守忠虎	32000
	三つ入枡	酒井信濃守忠告	20000

笹紋は葉の枚数や配置を変化させ、あるいは他のものと組み合わせて武将に多用されている紋章である。松平豊前守頼實の用いた雪持五枚笹は、笹の葉の輪郭を二重にして用いている。これは調べた限りでは始めてのものであり、また上部に描かれている模様もこの形態は文献⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾には無く著者が雪と判断したものである。尚この紋章は七曜紋と共に用いられているものである。

九曜紋は細川氏一族が用いている。これは星紋であるが、蛇の目を9ヶ九曜紋と同じ形態にしたものを蛇の目九曜と言い、やはり細川氏一族が用いている紋章である。細川長門守および嫡男の用いている蛇の目九曜は、外郭の8ヶの蛇の目の内側を黒地にしたもので、これも初めてであり他の細川氏との区別にしたものであろうか。

秋月氏の紋章は三盛撫子であり、この紋章と共に併用しているのが七宝に変形花菱である。七宝の中に描かれている文様は調べた範囲では判らず、変形花菱は著者が付したものである。尚文献⁽⁶⁾には秋月七宝が載っているが七宝の中に描かれている文様は異なるものである。本報に載せた紋章は七宝の中に挿入したためにバランスをとり、中の文様の上下左右の部分を伸ばし美しく変形したものと考えられる。

- 外郭を変化させたもの

鷹の羽紋は武将に多用されている紋章であり、他家あるいは分家と区別するための工夫がなされているが、松平安藝守吉長の舍弟である浅野民部長堅は五つ瓜輪と右重ね班入違い鷹の羽を組み合わせている。他の紋章では五つ瓜輪との組み合わせはなされているが、鷹の羽紋では始めてのものである。尚、兄安藝守の紋章は丸に右重ね班入違い鷹の羽である。

- 外郭を付したもの

桐紋は最も多用されている紋章であり、しかも他家との変化の少ない紋章と考えられる。松平左兵衛督直常の一族の家紋は五七の桐である。その中で左兵衛督のみが五七の桐にその形通りの外郭を付している。前報⁽⁶⁾でも五三の桐を本報と同様の形態にしたもの述べたが、五七の桐にこのような変化をつけた紋章は始めて認められたものである。

- 形を改造したもの

三つ柏巴は松平豊後守宗俊が副紋として用いたものである。藤紋は三つ巴の形態として使用されているが、柏紋は過去には三つ巴の形態としては用いられていない。

- 白黒を反対にしたもの

九曜紋はその持つ意義から星紋の中では多用されている紋章であり、戸澤氏の家紋も九曜である。戸澤上總介および嫡男戸澤下野守は、丸にかけ九曜紋に変化させている。また外郭に丸を付しているのも九曜紋としては少ない形態である。

- 組み合わせを変化させたもの

この系列に入る紋章は、組み合わせた結果新しい形となったもので3ケースの紋章であった。

池田内匠頭政熙が副紋として三つなぎ菱角を用いている。3ヶの菱角を横に並べ組み合わせている。菱形は外郭としてもあまり用いられてはいなく、また3ヶを横に並べつな

いでいるのも始めてである。名稱は解らず三つなぎ菱角の名稱は著者が付したものである。

三つ盛地紙紋は諏訪安藝守忠虎が副紋として用いたものである。諏訪氏一族は諏訪桿の葉を家紋として用いているが、この地紙紋は単純な图形でありその形に幾何学的な面白さがある。地紙が三つ盛の形で用いられたのは調べた限りでは始めてである。

酒井氏一族は剣酢漿草紋を用いているが、酒井信濃守忠告はこの紋章と共に三つ入枠も用いている。この紋章を三つ入枠としたが枠紋は であり、本報の紋章とは異なるので三つ入枠紋かどうかはわからない。また調べた限りでは酒井氏が枠紋を用いた記録はない。枠紋とした場合にこのように大中小の枠を組み合わせた形は新しい。

(2) 新しく組み合わせたもの

この系列に属する紋章は、今まで用いられていた紋章を他のものと組み合わせた結果が新しい紋章となったもので、4 ケースの紋章であった。

紋章および用いた武将を表 3 に示す。

表3 新しく組み合わせた紋章および用いた武将

紋 章	紋 章 名	氏 名	石 高
	黒餅に九の字	九鬼豈前守隆直	20000
	黒餅に額	小出信濃守英貞 小出主税	28000
	黒餅に木の字	本多中務少輔忠隆 本多信濃守忠直	50000 120000
	溝口菱に 隅立二つ石	溝口伯耆守重元	50000

新しく組み合わせた紋章としては、黒餅と

組み合わせたものが多いことが認められた。すなわち九の字紋は丸に九の字の形で用いられていたが、九鬼豈前守隆直は黒餅と九の字を組み合わせている。右三つ巴と共に家紋としており苗字にちなんで用いたものであろう。

小出信濃守英貞も同様に黒餅と額を組み合わせている。小出氏は代々額紋を用いているが、新しく黒餅と組み合わせたものであろう。また亀甲に小の字紋も併せ用いている。

次に本多中務少輔忠隆は黒餅と木の字を組み合わせている。木の字は外郭は丸、四角が用いられているが、黒餅と組み合わせられたのは始めてである。この紋章は丸に立葵紋と共に用いているものである。

以上黒餅と組み合わせた結果新しい紋章となつたものが 3 ケースあった。

・溝口氏の紋章は溝口菱である。溝口伯耆守重元は溝口菱の中に隅立二つ石を組み入れている。このような組み合わせも新しい形である。

組み合わせた結果、新しい形になった紋章は以上の 4 ケースであった。

(3) 新しい事物の紋章

この分類に属する紋章は初めて用いられた紋章であり、最も新しい形態と考えられる。

1 ケースの紋章が認められた。

紋章および用いた武将を表 4 に示す。

表4 新しい事物の紋章および用いた武将

紋 章	紋 章 名	氏 名	石 高
	戸 の 字	戸澤上總介政職	68200

戸の字が紋章として新しく用いられている。用いた大名は戸澤上總介政職である。苗字の一字を家紋にしたのは明白である。この武将は 2 種類の紋章を用いているが、他の紋章は

前述の白黒を反対にした紋章の丸にかけ九曜
である。

3. 紋章名不明のもの

紋章名のわからないものを表5に示す。

表5 紋章名不明のものおよび用いた武将

紋章	氏 名	石高
	松平周防守康豊	50000
	秋田信濃守輝季	50000
	本多山城守忠次	10000
	松浦 弾 正	10000
	相良志摩守頼福	22000

これらの紋章は調べた限りではそれに該当する紋章が無いものである。

松平周防守康豊の紋章は菖およびつなぎ二つ目結と共に用いている紋章である。この紋章は道具を形象化したように考えられるが該当する紋章はない。分銅あるいは鼓のようでもあるし、また単に形の面白さからの図形とも推測することができる。

次に秋田信濃守輝季の用いている紋章は、秋田桧扇と共に用いているものである。輪郭は七ヶの花弁のようであり、中の文様は中心の小円から放射線状にやはり七ヶの花弁らしきものが描かれている。

以上2ケースの紋章は始めて認められるものである。

表5中のその他の紋章は前報⁽¹⁾においても不明紋としてまとめた紋章であり考察を省略

する。

4. まとめ

以上寶永7年の大名573氏の紋章818ケースについて分類しました。

新しい紋章としては

(1) 今まである紋章を変化させたもの

- ・ 部分的に変化させたもの…3ケース
- ・ 外郭を変化させたもの…1ケース
- ・ 外郭を付したもの…1ケース
- ・ 形を改造したもの…1ケース
- ・ 白黒を反対にしたもの…1ケース
- ・ 組み合わせを変化させたもの

…3ケース

(2) 新しく組み合わせたもの…4ケース

(3) 新しい事物の紋章…1ケース

(4) 紋章名不明であるが新しいもの

…2ケース

以上の17ケースの紋章であった。

III 9900石～200俵の武将の紋章

1. 紋章の分類

武将814氏の紋章を分類して表6に示す。

次に表6の紋章をまとめてその数を図2に示す。

図2の結果紋章数の傾向は前報⁽¹⁾とほぼ同様であるが、動物紋と器財器具紋数に変化が認められる。すなわちその関係は過去においては、図1に示したように器財器具紋が動物紋よりも2倍以上用いられていた場合が多かった。しかし本報9900石～200俵の武将においては、僅かではあるが動物紋が多く用いられていることがわかる。尚用いられている紋章数は合計857ケースであった。

紋章の研究

表6 寛永7年の9900石～200俵の武将の紋章の分類

文 樣 紋					植 物 紋		
紋の種類		紋章数	紋の種類	紋章数	紋の種類		紋章数
巴 紋	右一つ巴	1	菱 紋	三階菱	5	立葵	1
	右二つ巴	3		丸に三階菱	3	丸に立葵	12
	左二つ巴	1		丸に三階菱(丸と 菱の間黒地)	1	四角に立葵	1
	右三つ巴	5		四つ菱	1	十二八重剣菊	2
	左三つ巴	24		丸に四つ菱	2	五七の桐(花黒地)	26
	丸に左三つ巴	1		溝口菱	3	五三の桐(花黒地)	9
	三つ巴崩し	1		丸に溝口菱	1	梅 紋	向う梅
瓜 紺	木瓜(窠輪黒地)	2		武田菱	1	丸に向う梅	1
	丸に木瓜(窠輪黒地)	8		丸に三つ三階菱	2	(丸と梅の間黒地)	
	織田木瓜(窠輪黒地)	15		花菱	8	丸に梅鉢	3
	堅木瓜(窠輪黒地)	3		丸に花菱	3	丸に梅鉢	1
	細隅切角に堅木瓜 (窠輪黒地)	1		丸に花菱(丸と花 菱の間黒地)	1	(梅鉢黒地)	
	三つ盛木瓜	1		隅切立角に花菱	1	石持地抜梅鉢	1
	丸に三つ木瓜	2		六角に花菱(六角 と花菱の間黒地)	1	裏梅鉢(黒地)	1
引 両 紺	丸に太一つ引両	1	紋	むくみ花菱	1	丸に裏梅鉢(黒地)	1
	丸に二引両	8		立花菱	1	五つ瓜輪に梅鉢 (窠輪黒地)	1
	丸に三引両	11		丸に三つ割花菱	2	豊後梅鉢	2
	隅立角に三引両	1		八重花菱	1	星梅鉢	19
	丸に立二引両	2					
	丸に立三引両	1					
目 結 紺	菅沼三つ目結	3	鱗 紋	丸に三つ鱗	2	酢漿草	4
	平四つ目結	3		糸輪に三つ鱗	3	丸に酢漿草	10
	隅立四つ目結	10	輪 紋	中太輪	1	平隅切鉄砲角に酢 漿草	1
	隅立四つ目結(黒地)	1		瓜輪(黒地)	1	三つ盛酢漿草	1
	丸に隅立四つ目結	3	輪違 紋	輪違	1	五つ酢漿草	1
	丸に隅立四つ目結 (四つ目結黒地)	1		三つ輪違	7		
	丸に隅立四つ目結 (丸と四つ目結の間 黒地)	4	直違 紋	丹羽直違	1		
	つなぎ四つ目結	1		隅立角	1		
				隅切隅立角	2		

紋の種類		紋章数	紋の種類		紋章数	紋の種類		紋章数
薦 紋	薦	3	茗荷紋	抱茗荷	1	棕櫚紋	米津棕櫚	1
	丸に薦	13		丸に抱茗荷	2	前草紋	(丸なし)	
	丸に薦	1	笹 紋	丸に九枚 笹	5	車前草紋	車前草	2
	(丸と薦の間黒地)			二重輪に八重九枚 笹	1		丸に車前草	2
沢 瀉 紋	鬼薦	4		鳥居 笹	1	杉紋	三本杉	1
	沢瀉	1		丸に違い切竹	1	蕨紋	丸に三本蕨	1
	丸に沢瀉	9		(右上)		楓紋	丸に楓	1
	抱沢瀉	1		牡丹紋	1			
	丸に抱沢瀉	1		津軽牡丹				
梶 紋	六角に抱沢瀉	1	松 紋	左三階松	3			
	立梶の葉	8		丸に右三階松	4			
	丸に立梶の葉	3		西尾櫛松	3			
	諏訪梶の葉	2		丸に三つ盛二階松	1			
柏 紋	安部梶の葉	3	丁字紋	六つ丁字	1			
	丸に三つ柏	3		丸に八つ丁字	1			
	丸に牧野柏	3	桜 紋	桜	1			
	丸に土佐柏	3		丸に桜	2			
桔 梗 紋	丸に抱柏	3		九曜桜	4			
	桔梗	4	撫子紋	撫子	3			
	丸に桔梗	9						
	丸に桔梗	1	梨紋	永井梨切口	1			
	(丸と桔梗の間黒地)			永井梨切口	2			
橘 紋	五つ桔梗	2	葦紋	(円の中黒地)				
	丸に橘	3		丸に違葦	2			
	三つ橘	1						
龍 胆 紋	丸に三つ橘	1						
	丸に笹龍胆	4						
	(丸と笹龍胆の間黒地)	1						

動 物 紋				器材器具紋				
紋の種類		紋章数		紋の種類		紋章数		
鷹 の 羽 紋	隅切角に一つ鷹の羽	1	鶴 紋	鶴の丸	4	釘 抜 紋	釘抜	5
	細隅切角に班入一つ 鷹の羽	1		喰合い対い鶴	2		丸に釘抜	9
	丸に違い鷹の羽	1	雁 紋	丸に雁金	1	杏 葉 紋	抱杏葉	12
	丸に班入違い鷹の羽	2		丸に結び雁金	7		花杏葉	3
	丸に班入違い鷹の羽 (丸と鷹の羽の間黒地)	1		細輪に二つ雁金	1		鍋島花杏葉	1
	丸に右重ね違い鷹の羽	9	紋	丸に三つ盛雁金	1	矢 紋	糸輪に班入一つ矢	1
	丸に右重ね違い鷹の羽 (丸と鷹の羽の間黒地)	1		尻合せ三つ雁金	3		片桐違い矢	2
	丸に右重ね班入違い 鷹の羽	1	鹿 角 紋	抱き角	5		丸に三つ矢	1
	久世鷹の羽	3		割り角	3		六つ矢車	2
	井上鷹の羽	3				扇 紋	五本骨扇	2
	八つ鷹の羽車	1					丸に五本骨扇	1
	八つ鷹の羽車 (二重輪郭)	1					三つ扇	3
	糸輪に八つ鷹の羽車 (鷹の羽黒地)	1					細隅切角に三つ扇	1
	五つ瓜輪に八つ鷹の 羽車	1					七本扇車	1
	五つ瓜輪に井上鷹の 羽	1					(四角の輪郭あり)	
蝶 紋	揚羽蝶	9				檜 扇 紋	丹羽檜扇	1
	揚羽蝶	5					山崎檜扇	1
	(羽の一部黒地)					地 紙 紋	三つ地紙	1
	丸に揚羽蝶	14				軍 配 团 扇 紋	軍配团扇	3
	対い蝶(左右)	2					(小の字文様)	
	対い蝶(上下)	1				团 扇 紋	团扇(ハート型)	1
	三つ蝶(内向)	2						
	備前蝶	1				車 紋	八本源氏車	2

紋の種類		紋章数
錢 紋	永樂通宝錢	2
	真田六文錢	1
	三つ盛錢	2
蛇 の目 紋	蛇の目	2
久 留 守 紋	内田久留守	1
	丸にかせ久留守	1
	細切竹久留守	1
	丸に細切竹久留守	1
洲 浜 紋	洲浜	1
	丸に洲浜 (丸と洲浜の間黒地)	2
	四角に洲浜	1
	足長洲浜	2
	三つ盛洲浜	1
祇 園 守 紋	祇園守崩し	2
輪 宝 紋	三宅輪宝	2
七 宝 紋	大岡七宝	1
轡 紋	轡	1
額 紋	丸に額	2
杵 紋	丸に違い杵	1

天文地理紋		
紋の種類		紋章数
星 紋	五曜	1
	六曜	5
	六曜(黒地)	1
	七曜	6
	七曜(黒地)	1
	九曜	13
	九曜(黒地)	1
	九曜	2
	(外側の八曜黒地)	
	離れ九曜	6
波 紋	角九曜	1
	並び九曜	1
稻 妻 紋	丸に三つ頭波	1
	丸に七つ頭波	2
丸に稻妻 (丸と稻妻の間黒地)		1

文字紋		
紋の種類		紋章数
丸に一文字		9
梅輪に一文字		1
梅輪に一文字 (梅輪と一文字黒地)		2
丸に一文字丸に二文字		1
丸に三の字 (丸と三の間黒地)		1
八角に三の字		5
丸に十の字		2
丸に大の字		1
丸に山の字		1
丸に上の字		3
丸に丸の字		1
丸に弓の字		1
丸に鳩の字		1
左万字		3
丸に左万字 (丸と万字の間黒地)		2

築造物紋		
紋の種類		紋章数
井 桁 紋	丸に井桁	3
	三つ盛井桁	1
蟇 紋	八角に立二つ石	1
	三つ石	2
	つなぎ六つ石	1
流追 紋	保田追洲流	1
瑞 籬 紋	丸に玉垣	1

不明紋		
紋の種類		紋章数
紋章名不明のもの		8

合		成		紋	
紋の種類	紋章数	紋の種類	紋章数	紋の種類	紋章数
一文字三つ星	1	板倉巴	1	七宝に花菱	3
三つ星一文字	2	七曜一引両	1	五つ瓜に剣唐花	2
(三つ星と一文字黒地)		一文字丸に左三つ巴	3	鎧輪に離れ六曜	1
丸に三つ星一文字	2	剣酢漿草	1	鎧輪に離れ六曜	1
丸に三つ星一文字	2	丸に剣酢漿草	12	(六曜黒地)	
(三つ星と一文字黒地)		籠架菊	1	松皮菱内に月	1
桙に月	3	葉敷き菊水	1	松皮菱内に菱持	1
折敷に三の字	11	一文字に菊	1	井桁に左三つ巴	1
折敷に縮三の字	2	上り藤に大の字	12	琴柱に三階菱	1
亀甲に菊	2	(花と大の字黒地)		源氏輪に堅二つ切竹	2
亀甲に剣花角	1	上り藤に加の字	1	平井筒に沢瀉	1
子持ち亀甲に離れ六曜	1	(花と加の字黒地)		南部鶴	4
三つ盛亀甲に十の字	3	下り藤に一文字(花黒地)	1	頭合せ三つ蝶に菊	1
三つ盛亀甲に花角	2	下り藤に唐花(花黒地)	1	木瓜輪に一文字	2
丸に三つ盛亀甲に花菱	1	長剣梅鉢	1	丸に一文字割剣桔梗	2
黒餅に稻妻	1	丸に長剣梅鉢	2	丸に三つ割剣花菱	2
黒餅に酢漿草	1	五徳柏	2	秋田櫛扇	1
黒餅に剣酢漿草	3	丸に剣柏	2	額に二八文字	1
黒餅に鬼葛	2	五七の桐に二つ雪持五枚	3	五つ瓜輪に四剣	1
黒餅に米津棕櫚	1	笹			
黒餅に班入違い鷹の羽	1	雪持五枚笹	1		
黒餅に右重ね違い鷹の羽	7	丸に雪持五枚笹	1		
黒餅に四つ石	1	雪持五枚根笹	2		
白餅に堅木瓜(窠輪黒地)	1	竹輪に二羽飛雀	1		
白餅に木瓜(窠輪黒地)	1	竹輪に九枚笹に三羽飛雀	1		
角餅に鬼葛	1	六つ丁字に幼剣	1		
七曜巴	1	六つ鉄線に左三つ巴	1		

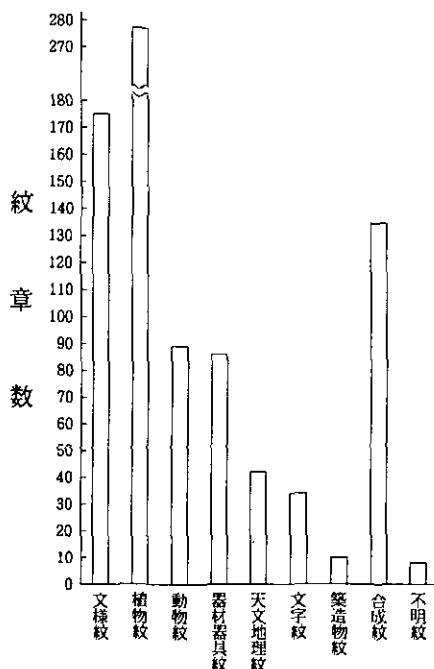


図2 9,900石～200俵の武将の紋章の種類

部分的に変化させたもの			
紋章	紋章名	氏名	石高
	六つ鉄線に左三つ巴	河村九重郎	1000
	軍配團扇	小幡半七郎	300
		小幡孫市	300
	三つ巴崩し	板倉筑後守重行	8000
	九曜	石谷七之助	1300
		石黒縫殿助	600

外郭を変化させたもの			
紋章	紋章名	氏名	石高
	八角に立二つ石	梶川興三兵衛	1200
	細隅切角に三つ扇	松平監物	3000

2. 新しい紋章

新しく用いられた紋章を前述のように分類した。

(1) 今まである紋章を変化させたもの

この形態に属する紋章を便宜上五項目に分類し、用いる武将と共に表7に示す。

表7 今まである紋章を変化させたものおよび用いた武将

外郭を付したもの			
紋章	紋章名	氏名	石高
	二重輪に八重九枚笠	高林又兵衛	900
	八つ鷹の羽車	井上讃岐守正晴	5000

部分的に変化させたもの			
紋章	紋章名	氏名	石高
	八重花菱	千葉兵部	500
	八本扇車	天野彌五右衛門	3000
	三つ橋	前田民部	1900
	丸に三つ橋	山中丹波守	1600

白黒を反対にしたもの			
紋章	紋章名	氏名	石高
	丸に一文字 丸に二文字	石原市左衛門	600

組み合わせを変化させたもの			
紋章	紋章名	氏名	石高
	丸に三つ木瓜	神田彌右衛門	1000
	丸に三つ三階菱	大井新右衛門	1000
	五つ桔梗	丸茂五郎兵衛	600
		桑山源七郎	1000

• 部分的に変化させたもの

この系列に入る紋章は8ケースの紋章であった。

千葉兵部が用いている紋章は調べた限りにおいては認められず、八重花菱の名稱は著者が付したものである。花菱の後方対角線上の4ヶ所に花菱と近似の文様が描かれている。

次に八本扇車紋は、扇を疊んだ状態で八本を放射線上に配置した紋章であるが、天野彌五右衛門は八本の扇を細線で結んだのか、あるいは隅切平角と組み合わせたような紋章に変化させて用いている。

三つ橋紋は丸を付したものと、付さないもので二人の武将が用いている。丸に橋にチの字紋は前報⁽⁹⁾において薬師寺氏の紋章であることを述べた。その後はこの形の紋章は載せられてはいない。本報ではチの字が記入されていないで3ヶの橋が繋がった前報⁽⁹⁾と同様の形の紋章を用いているのが認められた。前報⁽⁹⁾と比較すると根と考えられる部分ががっちりと大きく描かれている。尚橋紋は通常は一つが描かれておりこの紋章名は著者が付したものである。

次に前報⁽⁹⁾で新しく組み合わせた紋章として、六つ鉄線に右三つ巴紋を述べたが、本報では河村九重郎が六つ鉄線に左三つ巴を用いている。前報⁽⁹⁾の武将は河村九郎右衛門(900石)である。系図が載せていないので二

人の武将の関係は不明である。

軍配团扇紋は前報⁽⁹⁾で小幡上総介(1700石)が部分的に変化させ新しい形として用いていることを述べたが、本報においても二人の小幡氏が用いている。本報における変化は、軍配团扇の形を丈をつめて用いており、また小の字4ヶを左右に2ヶずつ文様として用いている。苗字の小の字を文様にしたことは明白である。

次に三つ巴崩しは前報⁽⁹⁾でも部分的に変化させた紋章として記載したものである。前報⁽⁹⁾との違いは上部の巴の文様の向で、本報の場合は反対方向に描かれている。尚用いている武将は前報⁽⁹⁾本報共に板倉氏である。

九曜紋は星紋として多用されているものである。本報では中心の星のみを白くし、周囲の8ヶの星は黒地として石谷七之助、石黒縫殿助が用いているのが認められた。このような変化も新しいものである。

• 外郭を変化させたもの

この系列の紋章は2ケースであった。

梶川與三兵衛は前報⁽⁹⁾で組み合わせを変化させて新しい形にした紋章で記載したが、本報においては同じ立二つ石の外郭を八角に変化させている。この紋章は同一人と考えられるので外郭を八角に変化させたことがわかる。尚立二つ石の名稱は著者が付したものである。

細隅切角に三つ扇紋も同様に外郭の変化による紋章である。前報⁽⁹⁾でも外郭を変化させた紋章として変形隅立角に三つ扇を記載した。前報⁽⁹⁾の武将は松平万次郎であり、本報の松平氏との関係は不明である。前報⁽⁹⁾との違いは本報においては隅立角であり、その内側は黒地にしてあるために内部の三つ扇が鮮明である。

• 外郭を付したもの

この系列の紋章は2ケースであった。

高林又兵衛の用いている紋章名は著者が付

したものである。外郭を二重輪にしてありこの形態が新しい。また中の笹の葉は九枚笹が描かれていることが認められ、その内側は斜交させた線で中央の三枚の笹の葉が結ばれているように見える。どのような意味を持たせて図案化したのであろう。

八つ鷹の羽車は八ヶの鷹の羽を車状にしたその周囲を、更に同じ形の輪郭で囲ったものである。井上氏一族は八つ鷹の羽車を家紋としているので、同じ輪郭の外郭を付して変化をつけたものであろう。

- 白黒を反対にしたもの

丸に一文字丸に二文字紋は前報⁽⁴⁾で新しい事物の紋章で記載したものである。用いている武将は同一人であり、白黒の関係を全部反対にして用いている。被服の色による変化とも考えられるが、文字の大きさも形も異なるために、前報⁽⁴⁾の紋章と比較すると感じは全く異なるものとなっている。

- 組み合わせを変化させたもの

この系統は3ケースの紋章であった。

木瓜紋は多用されている紋章であり、木瓜を3ヶ用いる場合三つ盛の形としては用いられているが、このように配列された形は始めてであり丸によってまとめられている。

次に丸に三つ三階菱紋も、頭合せの形で丸に三つ木瓜と同様な配列になっている。

五つ桔梗は桔梗を五角形の形に配置したものである。

(2) 新しく組み合わせたもの

新しく組み合わせた紋章および用いた武将を表8に示す。

この系列に入る紋章は7ケースであった。

米津棕櫚は米津氏一族の用いている紋章である。米津周防守盛信は黒餅と組み合わせており、一族との区別をつけまた石持の意味も併せ持たせたものであろう。

表8 新しく組み合わせた紋章および用いた武将

紋 章	紋 章 名	氏 名	石 高
	黒餅に米津棕櫚	米津周防守盛信	5000
	松川菱内に菱持	氏名記載なし	
	松川菱内に月	溝 口 式 部	6000
	六つ丁字に幼剣	前田隱岐守玄長	1600
	隅立て井桁 に左三つ巴	山下善左衛門	200
	平井筒に沢瀉	羽田清左衛門	500
	五つ瓜輪に四剣	松波六右衛門	600

次に松川菱内に菱持を組み合わせた紋章が用いられている。このような形は調べた限りでは認められず、また用いた武将の記載も無いものであった。

溝口武部の用いている松川菱内に月の紋章名は著者が付したものである。調べた限りでは月かあるいは円か不明である。文献⁽⁵⁾には鉄砲松皮菱が載せられているが、円の大きさから考えると疑問である。溝口氏一族の紋章は溝口菱であり松川菱ではない。溝口武部の父は攝津守と記されており、溝口攝津守は大名であり用いた紋章は溝口菱である。どのような意味を持たせてこの紋章を家紋としたのであろう。

次に前田隱岐守玄長の紋章は六つ丁字に何を組み合わせたものであろう。幼剣は著者が付した名前である。ゆえに丁字車の間に挿入されているものは調べた限りでは何であるのか不明である。

井桁に左三つ巴の組み合わせも新しい。また中央にある左三つ巴と周囲の井桁との空間が広いのも特徴である。

次に平井筒に沢渦の組み合わせも始めてである。井桁や井筒は外郭として用いられることが多く、またこれを用いる武将は特定の氏族ではなく普遍性のある紋のようである。

松波六右衛門の用いている五つ瓜輪に四剣紋も始めての組み合わせである。剣紋は調べた限りでは単独では用いられず、多くの場合柔軟な植物紋の酢漿草紋等の間に挿入して、硬化感を表現するのに使用されているが、松波氏は中央に剣のみ4本を用いており中心を円でまとめている。

(3) 新しい事物の紋章

新しい事物の紋章として2ケースの紋章を認めることができた。用いた武将と共に表9に示す。

表9 新しい事物の紋章および用いた武将

紋章	紋章名	氏名	石高
	丸に弓の字	平岩若狭守親庸	1700
	丸に丸の字	前田大隅守	1700

丸に弓の字を平岩若狭守親庸が用いている。文献^⑨によると祖先は弓削氏である。ゆえに弓の字を用いたことがわかる。弓の字を左右対象に配置し中央を二本の線によって仕切っている。

また前田大隅守は丸に丸の字を用いているが、丸と言う字の持つ意義から家紋にしたものであろうか。

文字紋を家紋にしている武将は多くはないが、寶永7年に新しい事物の紋章として用いられた紋章は、大名も大名以外の武将も文字

紋であった。

3. 紋章名不明のもの

紋章名のわからないものを表10に示す

表10 紋章名不明のものおよび用いた武将

紋章	氏名	石高
	中務長左衛門	4000
	中坊長左衛門	4000
	前嶋太郎左衛門	700
	荒川八良兵衛	550
	本堂源七	8000
	多羅尾久八	500
	能勢惣重郎	2000
	小出岩之丞	2000
	太田和泉守	3000

表中の紋章は前報^{[8]⑨}においても不明紋としてまとめた紋章であり、考察を省略する。

4. まとめ

以上寶永7年の9900石～200俵の武将814氏の紋章を分類しました。

新しい紋章としては

(1) 今まである紋章を変化させたもの

- 部分的に変化させたもの…8ケース
- 外郭を変化させたもの……2ケース
- 外郭を付したもの…………2ケース

- 白黒を反対にしたもの……1ケース
 - 組み合わせを変化させたもの
……3ケース
 - (2) 新しく組み合わせたもの……7ケース
 - (3) 新しい事物の紋章……………2ケース
- 以上の25ケースの紋章であった。
- 6. 若山：北星短大紀要、26 57 (1989)。
 - 7. 若山：北星短大紀要、16 53 (1970)。
 - 8. 若山：北星短大紀要、29 159 (1993)。
 - 9. 若山：北星短大紀要、27 139 (1990)。
 - 10. 若山：北星短大紀要、25 61 (1988)。

IV 結 び

本報においては寶永7年に記載されている大名573氏、9900～200俵の武将814氏の紋章について考察を行なった。

その主な内容はこの年に新しく用いられた紋章を見出だすことである。

新しい紋章としては

1. 大名の紋章

今まである紋章を変化させたもの

……10ケース

新しく組み合わせたもの………4ケース

新しい事物の紋章……………1ケース

紋章名不明であるが新しいもの

……2ケース

2. 9900石～200俵の武将の紋章

今まである紋章を変化させたもの

……16ケース

新しく組み合わせたもの………7ケース

新しい事物の紋章……………2ケース

合計42ケースが新しい紋章であった。

また新しい事物の紋章は3ケースであったがすべて文字紋であった。

引用文献

1. 若山：北星短大紀要、30 35 (1994)。
2. 橋本 博：大武鑑卷3、大治社。
3. 沼田頼輔：日本紋章学、人物往来社。
4. 萩野三七彦監修：日本の家紋、人物往来社
5. 伊藤幸作編：日本の紋章、ダヴィッド社